

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (省略)</p> <p>□ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(1) 照会者が次の<u>から</u>までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000)又は次の<u>、</u>及び<u>から</u>までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2)(以下この項において「照会書」という。)</p> <p>照会内容</p> <p>照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>照会に係る貨物の単価</p> <p>照会に係る貨物の輸入予定官署</p> <p>照会に係る貨物の輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無</p> <p>照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無</p> <p>— 照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見 — 下記(口)の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否</p> <p>— 照会内容及び回答内容について、<u>非公開期間の要否</u>、非公開とする場合はその理由及び非公開期間(180日を超えない期間とする。)</p> <p>— 照会者が上記(1)に該当することであること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認</p> <p>(注1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記<u>から</u>まで(原産地に係る照会については<u>を除く。</u>)の事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</p>	<p>(事前照会に対する文書回答の手続等)</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ (同左)</p> <p>□ 提出書類等</p> <p>照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。</p> <p>(1) 照会者が次の<u>から</u>までの事項を記載した「事前教示に関する照会書」(C-1000)又は次の<u>、</u>及び<u>から</u>までの事項を記載した「事前教示に関する照会書(原産地照会用)」(C-1000-2)(以下この項において「照会書」という。)</p> <p>照会内容</p> <p>照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、銘柄及び型番並びに貨物の説明</p> <p>照会に係る貨物の単価</p> <p>照会に係る貨物の輸入予定官署</p> <p>照会に係る貨物の輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無</p> <p>— 照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見 — 下記(口)の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否</p> <p>— 照会内容及び回答内容について、<u>公開することの可否</u>、非公開とする場合はその理由及び非公開期間</p> <p>— 照会者が上記(1)に該当することであること及び照会が上記(2)のイからハまでに該当することの確認</p> <p>(注1) 照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記<u>から</u>まで(原産地に係る照会については<u>を除く。</u>)の事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注2) 一の照会書につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）</p> <p>(注3) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p> <p>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>(注4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記(5)の口の(1)から(八)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付の上、割印させるものとする。</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ハ及びニ (省略)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ及びロ (省略)</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内の<u>極力早期</u>に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、例えば、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間のような税関の責めに帰すことができない理由により要した期間を含めないものとする。</p>	<p>(注2) 一の照会書につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）</p> <p>(注3) 関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。</p> <p>なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。</p> <p>(注4) 照会者が貨物の概要及び回答内容が下記(5)の口の(1)から(八)までのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。</p> <p>(注5) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付の上、割印させるものとする。</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ハ及びニ (同左)</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ及びロ (同左)</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30日以内に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、例えば、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間のような税関の責めに帰すことができない理由により要した期間を含めないものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(1)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 公開</p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。</p> <p>(1) 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ロ) 照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ハ) 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ニ) 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ホ) 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>(ハ) その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 意見の申出</p> <p>イ～ホ (省略)</p>	<p>(注) 30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(1)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5) 回答及び公開</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 公開</p> <p>関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会及び回答の内容は回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者より非公開期間設定の要請があったものについては必要な期間に限り、非公開とするものとする。</p> <p>(1) 照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ロ) 照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ハ) 照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ニ) 照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(ホ) 照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合</p> <p>(ハ) その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 意見の申出</p> <p>イ～ホ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>へ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</p> <p>(1) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間のような税關の責めに帰すことができない期間</p> <p>(ロ) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</p> <p>(8)及び(9)（省略）</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p>	<p>へ 検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。</p> <p>(1) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間のような税關の責めに帰すことができない期間</p> <p>(ロ) 照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間</p> <p>(8)及び(9)（同左）</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p>
<p>7 19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>(1)（省略）</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈、適用その他関税評価上の取扱い（以下この項において「法令の解釈等」という。）に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。</p> <p>イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であるとき</p> <p>ロ～ホ（省略）</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(1)から(ト)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C 1000_6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC 1000_6に添付の上、割印させるものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(チ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に</p>	<p>7 19の2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。</p> <p>(1)（同左）</p> <p>(2) 対象となる照会の範囲</p> <p>貨物を輸入しようとする者により輸入される貨物の法令の解釈等に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。</p> <p>イ 仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物に係る照会であるとき</p> <p>ロ～ホ（同左）</p> <p>(3) 受理</p> <p>イ 照会については、原則として、照会者が次の(1)から(ト)までの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C 1000_6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC 1000_6に添付の上、割印させるものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及び(チ)の資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關の首席關稅評價官(首席關稅評價官を置かない税關にあっては關稅評價官。以下この項及び7~19の3において「首席關稅評價官等」という。)に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評價照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(1) 照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入通關予定官署及び輸入予定期</p> <p>(ロ) 輸入貨物の取引關係者の名称(すべて実名とする。)及び關係者間の權利・義務等の事實關係</p> <p>(ハ) 具體的な取引の内容及び照会事項</p> <p>(ニ) 上記事實關係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由</p> <p>(ホ) 審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明(以下この項及び7~19の3において「資料の追加提出等」という。)に照会者が同意する旨</p> <p>(ヘ) 照会内容及び回答内容について、<u>非公開期間の要否</u>、非公開とする場合はその理由<u>及び非公開期間(180日を超えない期間)</u>並びに公開に関して取引關係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引關係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨</p> <p>(注) 下記(13)イの公開の趣旨について、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとするが、照会者が下記(13)ロの理由により<u>非公開期間(180日を超えない期間)</u>設定を要請する場合には、その意向を尊重するものとする。</p> <p>(ト) 評價照会書及び下記(チ)の資料のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨</p> <p>(チ) 照会に係る取引等の事實關係を証明できる關係書類その他審査に必要とされる資料(例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる書類)</p> <p>ロ及びハ(省略)</p> <p>(4)~(9)(省略)</p> <p>(10) 檢討期間</p> <p>イ 照会に対する文書回答</p>	<p>係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税關の首席關稅評價官(首席關稅評價官を置かない税關にあっては關稅評價官。以下この項及び7~19の3において「首席關稅評價官等」という。)に対して1通提出することにより行わせる。なお、一評價照会書につき一取引の事前教示とする。</p> <p>(1) 照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入通關予定官署及び輸入予定期</p> <p>(ロ) 輸入貨物の取引關係者の名称(すべて実名とする。)及び關係者間の權利・義務等の事實關係</p> <p>(ハ) 具體的な取引の内容及び照会事項</p> <p>(ニ) 上記事實關係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由</p> <p>(ホ) 審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明(以下この項及び7~19の3において「資料の追加提出等」という。)に照会者が同意する旨</p> <p>(ヘ) 照会者名又は照会内容及び回答内容について、<u>公開することの可否</u>、非公開とする場合はその理由<u>並びに公開する場合には公開に関して取引關係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引關係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨</u></p> <p>(注) 下記(13)イの公開の趣旨について、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとするが、照会者が下記(13)ハの理由により<u>非公開</u>を要請する場合には、その意向を尊重するものとする。</p> <p>(ト) 評價照会書及び下記(チ)の資料のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨</p> <p>(チ) 照会に係る取引等の事實關係を証明できる關係書類その他審査に必要とされる資料(例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる書類)</p> <p>ロ及びハ(同左)</p> <p>(4)~(9)(同左)</p> <p>(10) 檢討期間</p> <p>イ 照会に対する文書回答</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>担当税関及び総括税評価官は、原則として、上記(3)により評価照会書を受理してから90日以内の<u>極力早期</u>に、照会に対する回答を行うように努めるものとする。</p> <p>□ 意見の申出に対する回答</p> <p>担当税関及び総括税評価官は、原則として、上記(9)により申出書を受理してから30日以内の<u>極力早期</u>に、申出に対する回答を行うように努めるものとする。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>(11)及び(12)（省略）</p> <p>(13)公開</p> <p>イ 回答書等の内容は、行政サービスの一環として納税者の予測可能性を確保する観点から、回答後原則として公開することとし、税関ホームページ等を利用して一般の納税者の閲覧に供するものとする。</p> <p><u>また、照会者から申出があった場合は照会者名を公開することができる。</u></p> <p><u>ただし、回答書等の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分が含まれている場合には、当該部分を伏せて公開する。</u></p> <p>(注1) 取引関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>(注2) 個別性が高い内容で、他の輸入者（納税者）の参考とならないと認められるものは、公開をしないものとする。</p> <p>□ 次の要件に該当する場合で、照会者から非公開期間（180日を超えない期間）設定の要請があったものについては、<u>当該要請に係る期間後に公開とするものとする。</u></p> <p>(Ⅰ) 照会の対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他人に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(Ⅱ) 照会の対象となった取引内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(Ⅲ) 照会の対象となった取引に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該取引の関係者か</p>	<p>担当税関及び総括税評価官は、原則として、上記(3)により評価照会書を受理してから90日以内に、照会に対する回答を行うように努めるものとする。</p> <p>□ 意見の申出に対する回答</p> <p>担当税関及び総括税評価官は、原則として、上記(9)により申出書を受理してから30日以内に、申出に対する回答を行うように努めるものとする。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>(11)及び(12)（同左）</p> <p>(13)公開</p> <p>イ 回答書等の内容（照会者名を含む。以下(13)において同じ。）は、行政サービスの一環として納税者の予測可能性を確保する観点から、<u>照会者の同意があったものについて、回答後原則として公開することとし、税関ホームページ等を利用して一般の納税者の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>□ <u>回答書等の内容の公開は、照会者の同意条件に配慮して行うものとする。また、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分が含まれている場合には、当該部分を伏せて公開する。</u></p> <p>(注1) 照会者以外の取引関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、X、Y等と記載することにより匿名化することとする。</p> <p>(注2) 個別性が高い内容で、他の輸入者（納税者）の参考とならないと認められるものは、公開をしないものとする。</p> <p>八 次の要件に該当する場合で、照会者から非公開期間設定の要請があったものについては<u>一定期間非公開とするものとする。</u></p> <p>(Ⅰ) 照会の対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他人に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(Ⅱ) 照会の対象となった取引内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合</p> <p>(Ⅲ) 照会の対象となった取引に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該取引の関係者か</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ら秘匿を要請されている場合</p> <p>(二) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>八 回答書等の内容の公開に関する見直しは、原則として、当該回答がなされてから3年が経過したとき（その後は3年ごと）に行う。ただし、法令の改正又は法令の解釈の変更等により一般の納税者に予測可能性を与えたくなつた場合には、その時点で見直しを行う。</p> <p>なお、個々の事案に関して尊重されなくなつたものであつても、一般的な納税者に予測可能性を与える場合には、公開の対象とする。</p>	<p>ら秘匿を要請されている場合</p> <p>(二) その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合</p> <p>二 回答書等の内容の公開に関する見直しは、原則として、当該回答がなされてから3年が経過したとき（その後は3年ごと）に行う。ただし、法令の改正又は法令の解釈の変更等により一般の納税者に予測可能性を与えたくなつた場合には、その時点で見直しを行う。</p> <p>なお、個々の事案に関して尊重されなくなつたものであつても、一般的な納税者に予測可能性を与える場合には、公開の対象とする。</p>